

「災害情報ハブ」推進に係る基本的なルール

平成 30 年 3 月 30 日
「災害情報ハブ」推進チーム決定

1. 前文

- 平成 28 年の熊本地震等、過去の災害対応において、被災地域の被害状況や避難者動向、物資の状況等の把握が困難であったことが指摘されており、災害時に国や地方公共団体、民間企業・団体等の間で、官民連携による迅速かつ円滑な情報共有を図ることの重要性が教訓として認識されている。
- このため、関係者間での迅速な情報共有（状況認識の統一）を図ることを目的として、平成 29 年度に「国と地方・民間の『災害情報ハブ』推進チーム」（以下「推進チーム」という。）を立ち上げ、関係者間で各情報の取扱いや共有・利活用に関する仕組みづくり等を検討してきた。
- 作業部会も含めたこれまでの推進チームにおける議論を踏まえ、迅速な状況認識の統一に向けた、推進チームとしての基本ルールを以下の通りまとめた。
- 当該ルールに則り、推進チームでの更なる検討に加え、推進チームの関係者は各自必要な取組を実施することとする。

2. 基本ルール

(1) 総論

- ① 国、地方公共団体、民間企業・団体等が一体となり、オールジャパンの体制で取り組み、国が率先して取り組むこと
- ② 各機関は情報の収集、整理、共有にあたっては、ICT（情報通信技術）を積極的に活用するよう努めること
- ③ 現場の者にとって真に役立ち、課題解決に資する実効性のある成果を創出すること
- ④ 各機関は迅速な状況認識の統一の実現に向け、スピード感を持って必要な取組を進めること

(2) 関係者間の情報共有

- ① 情報所有者は、データでの流通を含めた情報流通のための環境整備に努めること
- ② 情報所有者は、平時から可能な限り関係者に情報を共有するよう努めること
- ③ 情報所有者は、情報毎の入手条件等が整理されたカタログ（以下「情報カタログ」という）の作成に協力し、情報の粒度の向上、最新の状態の確保に努め、国は情報カタログを適切に管理すること
- ④ 情報所有者は、利用者側が柔軟に利活用できるよう、機械可読な形式での整理や提供、フォーマットの開示に努めること
- ⑤ 情報利用者は、情報カタログに示された条件に従って情報を利用すること

(3) 現場で情報収集・整理を支援する官民チームの取組

- ① 関係者は、官民チームの試行的取組について、可能な限り協力すること